

- ◆ 子ども虐待に対する連絡体制の強化と未然防止の推進
- ◆ 子育てボランティアの積極的な活用
- ◆ 育児教室（すくすく学級）の開催

③ 子どもが心身ともに健やかに成長できる体制の推進

乳幼児の疾病を未然に防止することに努めるとともに、予防接種による感染症の予防に努める。

- ◆ 乳児期（4・7・10・12か月）健診の実施
- ◆ 幼児期（1歳6か月・3歳）健診の実施
- ◆ 歯科健診（1歳6か月・2歳・3歳）の実施
- ◆ 虫歯のない子どもの広報掲載
- ◆ 予防接種についてのPRの実施

④ 疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進

疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できるように、こどもセンター、学校と連携をとり、必要な保育や療育が受けられるように支援を行います。また、疾病や障害をもつ親たちが安心して相談できる体制づくりを推進します。

- ◆ 3歳児精密検査の実施による早期発見
- ◆ 関係機関との連携による状況把握と継続支援
- ◆ 保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供

2-2 「食育」の推進

現在、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちの間に生じています。この問題の解消に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

このため保健・教育分野を始めとして、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図るために、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊娠婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供に取り組みます。

- ◆ こどもセンターでの行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供
- ◆ 乳幼児健診、健康相談での情報提供・試食
- ◆ 育児教室（すくすく学級）における栄養指導 等

2-3 思春期保健対策の充実

最近、10歳代の妊娠や未婚の妊娠が増えてきており、命の大切さや健全な家庭生活を営むための父性・母性を養うための環境づくりを推進します。

また、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増大等の問題に対応するため、性に対する健全な意識を持つことや、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童・思春期における心の問題について地域における相談体制の充実等を進めます。

(広域連携のもと検討)

- ◆ 高校生を対象とした「ふれあい体験学習」の実施
- ◆ 性や性感染症予防に対する情報提供
- ◆ 学校養護教諭との連携や相談機関の紹介

2-4 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。このため、小児医療の充実・確保に取り組む必要があります、特に小児救急医療については積極的に取り組むことが必要です。井川町単独での取り組みは困難であり、今後近隣市町村と広域的連携を図りながら対応を検討していきます。

- ◆ 小児医療の充実・確保 広域的連携のもと対応を検討

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

井川町では、子どもの心身の健やかな成長に資するため、子どもを取り巻く教環境の整備に努めます。特に、地域の子どもの健全育成を地域で支援するための積極的な施策を実施します。

3-1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもや家庭の大切さを理解できるようするため、こどもセンターを中心に、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

- ◆ こどもセンターでの父親を対象とした子育て講座等の実施
- ◆ こどもセンターでの高校生等ボランティアの受け入れ
- ◆ 男女共同参画推進連絡会議・懇話会での協議・推進

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

生活形態の変化に伴う就学前の保育や教育についての多様な保護者ニーズに適切かつ柔軟に対応し推進に努めます。

地域の伝統芸能・行事への子どもたちの積極的な参加や地域の人材を学校の授業に活用するなどにより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等までを含めた確かな学力向上に努めます。

また、地域指導者によるスポーツ少年団の指導等により、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力の育成に努めます。

さらに、通学路の点検を実施し、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

- ◆ 伝統芸能・行事への子どもたちの積極的な参加
- ◆ 地域の人材を活用した授業の実施
- ◆ 地域指導者によるスポーツ少年団の指導
- ◆ スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みの推進
- ◆ 町内交流の実施子ども会による交流の実施
- ◆ 通学路の点検・安全の確保

3-3 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うほか、井川町の豊かな自然環境等の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実に努めます。

- ◆ 体験活動の支援
- ◆ 児童館活動の充実
- ◆ 家庭教育に関する学習機会の推進

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

大人の倫理観や青少年の規範意識の低下、性を売り物にする有害な図書類の氾濫などにより、急激に子どもたちを取り巻く社会環境が変化しております。特にインターネットによる性情報等の無規制状態、携帯電話による出会い系サイトや迷惑メールでの誘惑や落とし穴、図書類等自動販売機による有害ビデオやがん具類等の無人販売など子どもたちの健全な育成を阻害するおそれのある有害情報が問題となっております。

有害な図書類等を子どもたちの目や手に入らないための運動をするとともに、有害環境の浄化のため活動を「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」に基づき積極的に推進します。

- ◆ 有害環境の浄化に関する啓蒙活動の実施
- ◆ 有害環境の浄化に関する関係機関との協議
- ◆ 図書類等自動販売機の一斉総点検の実施

4. 子育てを支援する生活環境の整備

井川町では、子育てを支援するため、安全で人にやさしい様々な生活環境の整備に努めます。

4-1 良好的な居住環境の確保

(※)

室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス症候群への対応が求められております。井川町では、公共施設の新設・改築時を通じてシックハウス対策の推進に努めます。

- ◆ 公共施設におけるシックハウス対策の推進

(※)「シックハウス症候群」：住宅の建材に含まれる化学物質などが原因で、目がチカチカする、のどが痛む、めまい、吐き気・頭痛がする、などの体調不良や健康障害が起こる現象を言います。特に新築住宅やリフォームした住宅で多く発生し、1996年以降患者数が急増するなど大きな社会現象となっています。

4-2 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化などに努めます。

- ◆ 交通安全施設の整備の推進
- ◆ 歩道のバリアフリー化の推進

4-3 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるように、冬期交通の確保のためのきめ細かい除雪システムの確立を図ります。

また、道路、公園、公的建物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

- ◆ きめ細かい除雪システムの確立
- ◆ 道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化の推進
- ◆ 学校、こどもセンター、公園等遊具の安全管理の徹底
- ◆ 公共施設等における子育て支援トイレ整備の推進

4-4 安全・安心まちづくりの推進等

井川町では犯罪件数が少なく比較的安全ですが、社会全体では犯罪の広域化、凶悪化が顕著になってきており、特に犯罪の低年齢化は社会問題となっております。命を尊ぶ平和な町をめざして、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、犯罪未然防止のため、防犯協会などの関係機関と連携を強め、自主自立の防犯意識の啓蒙、啓発を推進します。

- ◆ 防犯意識の啓蒙、啓発の推進
- ◆ 通学路の点検・安全の確保（再掲）
- ◆ 防犯委員による町内巡回
- ◆ 防犯灯の設置推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

井川町では、子育て家庭を支援するとともに、男女共同参画社会の実現に向け職業生活と家庭生活との両立の推進に努めます。

5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

生活の中に潜む男女差別をなくし、男女が多様な生き方や働き方を選択できるよう、固定的な性別分担意識の解消に努めるとともに、これまで仕事に偏りがちだった男性の意識改革を図りながら、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するための「働き方の見直し」を進めるなど、事業所等への啓発に努めます。

- ◆ 広報・啓発・情報提供等の推進
- ◆ 国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合

5-2 仕事と子育ての両立の推進

子育ては女性の仕事という意識の改革を図り、家庭全体で担っていく気運を醸成していくとともに、子育てを社会的に支援する体制の整備として、保育サービスや学童保育等の充実に努めます。

- ◆ 育児休業制度活用の推進
- ◆ 保育サービスや学童保育等の充実（再掲）

6. 子ども等の安全の確保

児童を被害者とする凶悪犯罪の増加や、学校や遊び場における事故が後を絶たない状況で、子どもを事故や犯罪から守る必要があります。子どもの安全確保のためには、子ども自らが自分の体を守ることを教えるとともに、親を含めた地域での普段からの安全対策が必要です。

井川町では、子ども等の安全を確保するため積極的な施策を実施します。

6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、こどもセンター、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

交通安全教育の推進

警察、学校、こどもセンター等との連携により、幼児期からの段階的な交通安全教育を推進するため、参加・体験・実践型の交通安全教育に努めます。

- ◆ 交通安全教室等の実施（五城目警察署との協力体制）
- ◆ 通学路への安全啓発看板の設置
- ◆ 交通安全街頭指導の実施

6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯協会等関係機関との情報交換を行いながら、住民の自主防犯行動を促進します。

また、子ども自身が犯罪の被害に遭わないようにするため、体験・実践型の防犯教育に努めます。

- ◆ 防犯協会等関係機関との情報交換の推進
- ◆ 防犯教室等の実施（五城目警察署との協力体制）

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

障害のある子どもや養護を必要とする子ども、また、ひとり親家庭などに対し、ハンディキャップにかかわらず健やかに成長できるよう、必要な支援を行います。

7-1 要保護児童対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずることが必要です。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が望されます。

このため、発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業に注力します。

また、虐待の早期発見・早期対応として、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

- ◆ こどもセンターによる入園時、日常保育での早期発見
- ◆ 子育て支援事業による各種相談（再掲）
- ◆ 関係機関との連携強化

7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

このため、こどもセンターの入園に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行います。

- ◆ こどもセンターへの優先入園の実施
- ◆ 県のひとり親家庭支援策との連携・広報
- ◆ 県母子寡婦福祉連合会の実施する事業の広報

7-3 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。
また、こどもセンターにおける障害児の受け入れを推進します。

- ◆ 3歳児精密検査の実施による早期発見（再掲）
- ◆ こどもセンターによる心身の発育・発達状況調査等での早期発見
- ◆ 教育相談、就学指導体制の充実
- ◆ 障害児に対する教育の充実
- ◆ 関係機関との連携による状況把握と継続支援

第5章 計画推進の体制

1. 取組の基本姿勢

次世代育成支援行動計画の推進に当たっては、次のような基本姿勢に立ちます。

①総合的な施策の展開

この計画を、子育てを支援する総合的な行政計画と位置づけ、府内・外の推進体制を整えます。

行政だけでなく、家庭や地域、事業所等とも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

②具体的な進捗状況の説明

数値目標の達成状況などについて、計画の進捗状況を定期的に公表します。

2. 計画の推進体制

次世代育成支援行動計画の促進は、広範多岐に渡るため、関係部局との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効率的に推進します。

3. 計画推進のための連携・協働体制

「第三次 井川町総合振興計画」をはじめ、関連する計画等との整合性を保ちながら、次世代育成支援行動計画推進のための連携を強化します。

関係各種団体や事業所等との協働体制を構築し、広がりを持った次世代育成支援対策の実施を図ります。

4. 計画の進行管理

次世代育成支援に関する施策を効果的に推進するため、現状や問題点について把握し、この行動計画の定期的な進行管理を行います。

①年度事業計画の策定

この行動計画は、各年度の事業計画を策定し進めます。

②実績の把握

この計画は、各年度の事業実績によりその状況を把握します。

③結果の公表

把握した各年度の状況については、その都度公表します。

④計画の変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行ない、緊急な課題や新たな課題への取組が必要となった場合は、この計画に取り込むものとします。